

## つがる市マスコットキャラクター使用規定

### (目的)

第1条 この規定は、つがる市が権利を所有し、つがるブランド推進会議（以下「推進会議」という。）がその運用を行うつがる市マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、その取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (使用目的)

第2条 キャラクターは、つがる市及びつがるブランドのPRやイメージアップを目的として、次の各号に掲げる場合を除き、等しくつがる市民の利用に供するよう取り扱うものとする。

- (1) 法令、公序良俗に反する目的、または、そのおそれのある目的に供される場合
- (2) キャラクターの使用により、つがる市及びつがるブランドのPRやイメージアップのシンボルとしての存在価値が低下すると会長が判断する場合
- (3) 使用上の遵守事項に従わない場合
- (4) その他、会長が使用について不相当と認めた場合

### (使用手続き)

第3条 キャラクターを使用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、使用開始前に、会長に対して、つがる市マスコットキャラクター使用承認申請書(別紙)を提出し、会長の承認を得なければならない。会長の承認を得てキャラクターを使用した場合、キャラクターを使用した対象物が完成した段階で推進会議へ提出するものとする。その際に提出が困難な物については写真の提出をもって替えることができる。なお、キャラクターを使用できるものは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住しているもの
  - (2) 市内に勤務しているもの
  - (3) 市内で活動している団体
  - (4) 市内で企業活動を行っている法人等
  - (5) 報道機関
  - (6) その他、会長が必要と認めたもの
- 2 次の各号に掲げるものが、キャラクターを使用しようとする場合は、つがる市マスコットキャラクター使用承認申請書の提出を省略することができる。
- (1) 推進会議
  - (2) つがる市
  - (3) つがるブランドの認定をうけたもの（ブランド産品にブランド産品認定マークを表示する場合に限る。）
  - (4) 報道機関（報道及び広報の目的で使用する場合に限る。）
  - (5) その他、会長が必要と認めたもの
- 3 会長は、本条に規定する申請が、前条の規定に照らし相当と判断した場合は、キャラクターの使用の承認(以下「使用承認」という。)をつがる市マスコットキャラクター使用承認書(別紙)により申請者に通知し、不相当と判断した場合は、使用承認の不可についてその理由を明記した書面をもって申請者に通知する。

(使用範囲)

第4条 キャラクターを使用できる範囲は、次に掲げる各号の事業を行う場合とする。なお、以下の各号に掲げる事業に対して推進会議は実績を求めることができる。

- (1) 推進会議が主催、共催、後援、協賛する事業
- (2) つがる市が主催、共催、後援、協賛する事業で、つがる市もしくはつがる市農産物のPRやイメージアップ等が図れるもの
- (3) 農林水産物生産者、農林水産物加工品生産者、もしくは販売者が行う事業で、つがる市もしくはつがるブランドのPRやイメージアップ等が図れる事業
- (4) 報道機関が行う事業で、報道及び広報の目的で行うもの
- (5) その他、会長が必要と認めた事業

(使用媒体)

第5条 媒体は特に限定はせず、より広い媒体への使用を認める。

(無償使用)

第6条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合のキャラクターの使用は、無償とする。

- (1) 推進会議が使用する場合
- (2) 推進会議が使用を依頼する場合
- (3) つがる市が使用する場合
- (4) 営利を目的としないPR、広報などに使用する場合
- (5) 国、地方公共団体、市内で活動している団体等が、つがる市及びつがるブランドのPRやイメージアップ等を目的として使用する場合
- (6) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (7) その他、会長が必要と認めた場合

(有償使用)

第7条 キャラクターを使用したオリジナル製品等を開発し、営利を目的として販売する場合は、有償とし使用料を徴収する。

(使用料の算定)

第8条 前条に規定する使用料の算定は以下のように行う。

- (1) 使用承認された商品（以下「使用承認商品」という。）に対するライセンス使用料
  - ア 基本料金 使用承認商品一種類につき 5,000 円
  - イ 従量使用料金 使用承認商品ごとに、次の式により算出された金額
$$\text{従量使用料金} = A \times B \times C$$
    - A = 使用承認商品の想定小売価格
    - B = 使用承認商品の製造数
    - C = ライセンス料率（推進会議との間で合意した料率）
- (2) 使用承認された景品（以下「使用承認景品」という。）に対するライセンス使用料
  - ア 基本料金 使用承認景品一種類につき 5,000 円
  - イ 従量使用料金 使用承認景品ごとに、次の式により算出された金額
$$\text{従量使用料金} = A \times B \times C$$
    - A = 使用承認景品の想定市価相当額
    - B = 使用承認景品の製造数
    - C = ライセンス料率（推進会議との間で合意した料率）

- 2 一度製造した使用承認商品または使用承認景品を追加で製造する場合は、追加の製造を行う度につがる市マスコットキャラクター使用承認申請書を推進会議に提出するものとする。
- 3 納入された使用料は原則として返却しないものとする。

(データ提供)

第9条 使用承認を受けたものは、必要に応じてキャラクターの電子データの提供を受けることができる。ただし、提供を受けた電子データは複製してはならず、使用期間終了後はそのデータを推進会議まで返却しなければならない。

(使用期間)

第10条 キャラクターの使用期間は、使用対象となる事業が終了するまでとする。

(承認の取消し)

第11条 会長は、キャラクターの使用がこの規定及び承認の内容に違反していると認められる場合は、承認を取り消すことができる。取り消されたものはその対象物を使用してはならない。

(補足)

第12条 この規定に定めのない事項が生じたときや、この規定の解釈について疑義を生じたときは、協議の上解決する。

附則

本規定は、平成20年6月13日から施行する。

本規定は、平成21年4月10日から施行する。